

# 報道資料

令和8年2月3日

総合政策部人事課  
0742-34-4821（ダイヤルイン）、内線2103

## 職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり令和8年2月3日付で処分の発令をした。

### 記

	所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
①	河川耕地課 主事 技術職員	36	停職5月	令和7年7月12日、午前7時55分頃、市内において、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で普通乗用自動車を運転したとして、道路交通法違反（酒気帯び運転等の禁止）により起訴され、罰金30万円の略式命令を受けた。
②	子ども安心課 会計年度任用職員 (自動車運転手)	68	減給10分の1 6月	令和7年4月16日、午後0時21分頃、公用車である中型乗用自動車（乗合バス）を運転し、市内の信号機のない三叉路交差点を右折する際、時速10から20キロメートルで進行し、横断歩道を歩行中の当時87歳の女性に車両右前部を衝突して転倒させ、意識障害の後遺障害を伴う外傷性くも膜下出血、脳挫傷等の傷害を負わせる交通事故を起こしたとして、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（過失運転致傷）により起訴された。

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号